

令和7年度信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者が、埼玉県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化、または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした埼玉県等が定めるセーフティーネット制度融資に係る信用保証協会保証、国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6号「危機関連保証」。以下同じ。)の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、または国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」。以下同じ。)、及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証。以下同じ。)を受けた融資に係る信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、埼玉県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化、または東日本大震災に伴う資金繰り支援対策等を目的としたセーフティーネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティーネット保証の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、または国が定める「災害関係保証」のうち東日本大震災に係る保証、及び「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける埼玉県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化、又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資、国が定めるセーフティーネット保証融資、または国が定める「災害関係保証」のうち東日本大震災に係る保証及び「東日本大震災復興緊急保証」融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業期間は、令和8年2月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるに当り、信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

なお、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、令和8年2月28日まで20万円に達するまで再助成することができる。

ただし、「災害関係保証」、または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料に対する助成金は、40万円を限度とし、限度額に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が20万円を超えるときは20万円)を協会に申請することができる。

ただし、「災害関係保証」、または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料の場合は、40万円を限度として申請できる。

- (2) 前項の申請は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」、及び「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写し等を添付しなければならない。

ただし、「災害関係保証」、または「東日本大震災復興緊急保証」の場合は、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」、及び市町村長等からの「罹災証明書」、もしくは「認定書」等の写しを添付しなければならない。

- (3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。

ただし、最終申請期限は令和8年3月6日とする。

(助成金の交付)

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

- (2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年1月1日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、令和6年4月1日から12月31日までの借入に対する保証料で(公社)全日本トラック協会の交付対象とならない保証料については、審査のうえ本要綱に定める助成額の2分の1の額を助成する。